

佐倉市企業誘致・再投資促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業の誘致及び再投資の促進を図り、もって産業振興及び地元雇用の拡大に資するため、佐倉市企業誘致・再投資促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 助成金の交付の対象者は、指定企業（佐倉市企業誘致・再投資促進指定企業の指定に関する要綱（17佐商第420号）により指定を受けた企業をいう。以下同じ。）とする。

(助成金の種類)

第3条 助成金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 企業誘致促進助成金
- (2) 再投資促進助成金
- (3) 緑化推進奨励金
- (4) 賃貸型誘致促進助成金
- (5) 賃貸型情報機器助成金
- (6) 雇用促進奨励金

(補助対象経費等)

第4条 助成金の交付の対象となる経費、金額及び期間は、別表第1のとおりとする。ただし、金額については、予算の範囲内とする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする指定企業が提出しなければならない申請書及び規則第13条に定める補助事業等の実績その他補助事業等の成果を記載した報告書は、佐倉市企業誘致・再投資促進助成金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）とする。

2 佐倉市企業誘致・再投資促進助成金交付申請書兼実績報告書に添付する書類及び申請に係る期間は、別表第2のとおりとする。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知及び規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、佐倉市企業誘致・再投資促進助成金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（別記様式第2号）によるものとする。

(交付の請求)

第7条 規則第16条第1項に定める請求書は、佐倉市企業誘致・再投資促進助成金交付請求書（別記様式第3号）とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
(佐倉市企業誘致助成要綱及び佐倉市企業誘致助成実施要領の廃止)
- 2 佐倉市企業誘致助成要綱(平成17年3月31日施行。16佐商第395号)及び佐倉市企業誘致助成実施要領(平成17年3月31日施行。16佐商第395号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用し、同日前に、廃止前の佐倉市企業誘致助成要綱に基づき交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行の際、この要綱の規定にかかわらず、廃止前の佐倉市企業誘致助成実施要領の規定による各種様式は、平成19年3月31日まで使用することができるものとする。

(有効期限)

- 5 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成21年3月24日決裁20佐商第755号、平成21年3月31日決裁20佐財第616号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は、平成21年3月31日から施行する。

附 則(平成23年3月30日決裁22佐産第736号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月12日決裁23佐産第748号、平成24年3月26日決裁23佐財第681号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月12日決裁26佐産第574号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成28年3月30日決裁27佐産第640号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和2年3月23日決裁佐産第946号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用し、令和元年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月29日決裁佐財第678号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和6年度予算に係る助成金から適用し、令和5年度の予算に係る助成金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行前に佐倉市企業誘致・再投資促進指定企業の指定に関する要綱により指定を受けた指定企業については、別表第1企業誘致促進助成金の項及び再投資促進助成金の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和8年3月31日決裁佐商第605号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和8年度予算に係る助成金から適用し、令和7年度の予算に係る助成金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行前に佐倉市企業誘致・再投資促進指定企業の指定に関する要綱により指定を受けた指定企業については、別表第1企業誘致促進助成金の項及び再投資促進助成金の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

助成金の金額等

助成金の種類	対象となる経費	助成金額	対象となる期間
企業誘致促進助成金	事業所等の新設を行った指定企業が事業の用に供するために取得した土地、家屋及び償却資産に係る助成金を申請する年度の前年度の固定資産税及び都市計画税の納付額	対象となった経費に相当する額の範囲内とする。	佐倉市企業誘致・再投資促進指定企業の指定に関する要綱第7条に規定する操業開始届に記載された操業開始年月日（以下「操業開始年月日」という。）の属する年度の翌々年度の4月1日から起算して土地及び家屋については5年以内（本社が佐倉市内に立地する場合は7年以内）、償却資産については2年以内とする。ただし、操業開始年月日が1月から3月までの場合は、操業開始年月日の属する年度から起算して3年度を経過した年度の4月1日から起算する。
再投資促進助成金	事業所等の増設を行った指定企業が事業の用に供するために取得した土地、家屋及び償却資産に係る助成金を申請する年度の前年度の固定資産税及び都市計画税の納付額	対象となった経費に相当する額の範囲内とする。	佐倉市企業誘致・再投資促進指定企業の指定に関する要綱第7条に規定する操業開始届に記載された操業開始年月日の属する年度の翌々年度の4月1日から起算して土地及び家屋については5年以内、償却資産については2年以内とする。ただし、操業開始年月日が1月から3月までの場合は、操業開始年月日の属する年度から起算して3年度を経過した年度の4月1日から起算する。
緑化推進奨励金	助成金を申請する年度の前年度に緑化推進のための植栽及び維持管理に要した経費	対象となった経費に相当する額の2分の1以内の額とし、助成対象期間内で10	操業開始年月日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内とする。

		0万円を限度とする。	
賃貸型誘致促進助成金	助成金を申請する年度の前年度に年間テナント賃借料に要した経費	対象となった経費の2分の1以内の額とし、年間助成限度額150万円とする。ただし、本社立地企業については、年間の助成額は、300万円を限度とする。	操業開始年月日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年以内とする。
賃貸型情報機器助成金	助成金を申請する年度の前年度に情報機器の年間賃借料に要した経費	対象となった経費の2分の1以内の額とし、年間限度額を50万円とする。	操業開始年月日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年以内とする。
雇用促進奨励金	市内に住所を有する者又は市内に転入する者を雇用保険一般被保険者（短時間労働者を除く。）及び厚生年金保険被保険者として操業開始年月日の前後6か月以内に新規に1年以上継続して雇用した場合に、これに要した経費	被用者1人当たり年間10万円とする。ただし、当該被用者が対象となる経費のいずれにも該当する場合は、被用者1人当たり年間20万円とする。	被用者を継続雇用して1年が経過した日から起算して3年以内とする。
	障害者手帳の交付を受けている障害者を常時雇用する者として操業開始年月日の前後6か月以		

	内に新規に1年以上継続して雇用した場合に、これに要した経費		
--	-------------------------------	--	--

別表第2（第5条関係）

交付申請期間、助成金等交付申請書兼実績報告書添付書類等

助成金の種類	申請期間	申請書兼実績報告書添付書類等
企業誘致促進助成金	毎年4月1日から同年5月31日まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 固定資産税及び都市計画税の課税額が確認できる書類 2 市税の完納が確認できる書類 3 その他市長が必要と認める書類
再投資促進助成金	毎年4月1日から同年5月31日まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 固定資産税及び都市計画税の課税額が確認できる書類 2 市税の完納が確認できる書類 3 その他市長が必要と認める書類
緑化推進奨励金	毎年4月1日から同年5月31日まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 緑化計画書 2 見積書その他の経費が確認できる書類 3 植栽等の状況が確認できる写真及び図面 4 植栽等の経費を支払ったことが確認できる書類 5 市税の完納が確認できる書類 6 その他市長が必要と認める書類
賃貸型誘致促進助成金	毎年4月1日から同年5月31日まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所等の賃貸借契約書の写し 2 事業所等の賃貸借料の支払いが確認できる書類 3 市税の完納が確認できる書類 4 その他市長が必要と認める書類
賃貸型情報機器助成金	毎年4月1日から同年5月31日まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報機器の賃貸借契約書の写し 2 情報機器の賃貸借料の支払いが確認できる書類 3 市税の完納が確認できる書類 4 その他市長が必要と認める書類
雇用促進奨励金	雇用期間1年を満了するごとに、その満了した日から6か月以内とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 雇用者名簿 2 雇用が確認できる書類 3 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（当該被用者が市内に住所を有する者等の場合に限る。） 4 厚生年金保険被保険者資格取得届の写し（受付印のあるもの）（当該被用者が市内に住所を有する者等の場合に限る。） 5 障害者手帳の写し（当該被用者が障害者の場合に限る。） 6 市税の完納が確認できる書類 7 その他市長が必要と認める書類